

「新しい日中関係を考える研究者の会」規約

私たちは、日本と中国の対立に強い懸念を抱き、対立の緩和と関係の再構築に力を尽くしたいと考え、ここに「新しい日中関係を考える研究者の会」を発足させる。

(目的)

第1条 「新しい日中関係を考える研究者の会」(以下「本会」という)は、次の事項を目的とする。

(1) 学術的知見の提供を通して、日中の政府、国民、そして研究者の間の信頼構築を進め、排他的なナショナリズムを乗り越えて、東アジアにおける国民間の和解への道を探る。

(2) 日中の研究者を中心とした国際的な知的ネットワークを広げて、東アジア地域の緊張を緩和するために共に努力する。

(3) 新しい善隣関係の構築に寄与できるよう日中関係研究の新たなパラダイムを追求する。

(4) その他必要な事項。

(活動)

第2条 本会は、日中関係の改善、再構築のため、研究集会、国内・国際シンポジウムの開催、広報・出版などの諸活動を行う。

(入退会)

第3条 本会の趣旨に賛同し、活動に参加しようとする研究者は、個人の資格で参加し、会員となる。入退会は、次項に定める幹事会に届け出、承認を得るものとする。

(組織)

第4条 本会の重要事項は、全会員から構成される会員総会が決定する。

2 本会の企画運営のため、幹事および代表幹事を置く。

3 幹事は会員総会で選出され、幹事会を構成する。

4 代表幹事は、幹事の互選とする。

5 幹事会の下に事務局を置き、会の日常的事務にあたる。

(活動経費および会費)

第5条 本会の活動は、会員が納める会費および任意の寄付などによって運営される。会費については別途定める。

(その他)

第6条 その他本会の運営、活動に関し、必要な事項は別に定める。

付則

この規約は、2013年9月22日から施行する。